

## 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会 会員規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)定款第18条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

### (会員の種類)

第2条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

### (正会員)

第3条 正会員は、次に掲げる種別会員をもって構成する。

- (1)第1種会員 公私社会福祉事業施設
- (2)第2種会員 地区社会福祉協議会
- (3)第3種会員 区民生委員児童委員協議会
- (4)第4種会員 区保護司会
- (5)第5種会員 区町会連合会
- (6)第6種会員 障害者等当事者団体
- (7)第7種会員 ボランティアグループ
- (8)第8種会員 社会福祉に関係する組織・団体、機関
- (9)第9種会員 自治体
- (10)第10種会員 学識経験者

2 種別会員の対象は別表1の通りとする。

### (賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の趣旨・活動に賛同し、本会に対し資金的な支援を行う個人、法人・団体とする。

### (会員の責務)

第5条 会員は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1)会員は、すべての人々の権利が守られ、誰もが住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域にするため、主権者、また、その代弁者として協議に参画し、多摩区の地域福祉推進に向け、協働者として努めるものとする。
- (2)会員は、定款、諸規程及び決議事項を遵守しなければならない。
- (3)会員は、区民からの要望や苦情に対して適切に対応し、知り得た個人情報は守秘しなければならない。
- (4)会員は、自身の事業運営の透明化を図り、情報の公開に努めなければならない。

ない。

#### (会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 会員は、事業計画・予算、事業報告・決算など事業・組織の情報を得ることができる。
- (2) 会員は、活動に参加し、意見・提言を行うことができる。
- (3) 会員は、研修の機会、研究結果等の情報を得ることができる。
- (4) 会員は、評議員、理事に選出される資格を有する。ただし、賛助会員は、この権利は有しない。

#### (会費)

第7条 会員は、毎年度会費を納めなければならない。

- 2 正会員の会費額は、種別会員ごとに別表2の通りとし、特例として別紙1を定める。
- 3 賛助会員の会費額は、別に定める。
- 4 会員は、年度中途の入会であっても第2項及び第3項の会費額を納めなければならない。また、退会が年度中途であっても会費の返還を求めることはできない。

#### (入会)

第8条 正会員として入会するときは、別に定める入会申込書及び指定された関係書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 第10種会員(学識経験者)は、会長が推薦し、理事会の承認を得た者でなければならない。
- 3 賛助会員は、別に定める。

#### (退会)

第9条 会員は、次に掲げる場合に退会したものとする。

- (1) 会員たる施設・団体、組織等の代表者から書面による申出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員は、次に掲げる場合に会員の資格を失う。

- (1) 会費の納入を行わなかったとき
- (2) 本会の名称・組織を利用して、営利、または特定の政治活動、宗教活動

を行ったとき

(3) 本会の名誉を傷付けたとき、または会員の責務の定めに著しく反する行為があったとき

2 前号(2)(3)に該当した場合は、理事会の議決を経て除籍するものとする。

ただし、理事会の開催日 5 日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(委任及び細則)

第 11 条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、細則について別途定める。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 3 月 26 日から施行する。

2 平成 8 年 4 月 1 日施行の会員規程及び細則は廃止する。ただし、第 6 条第 4 号の評議員、理事に選任される資格の扱いは、評議員を除く現行の理事、監事の任期終了後からとする。また、平成 27 年度会費の扱いについては、本会経理規程に基づき処理する。

種別会員	入会対象
第 1 種会員 公私社会福祉事業施設	多摩区内に所在し、社会福祉法第 2 条に規定された第 1 種・第 2 種社会福祉事業の中で、法令により「施設」としての最低基準が設けられているもの及び介護保険法に規定された施設
第 2 種会員 地区社会福祉協議会	登戸、菅、中野島、稲田、生田各地区社会福祉協議会
第 3 種会員 区民生委員児童委員協議会	多摩区民生委員児童委員協議会
第 4 種会員 区保護司会	多摩区保護司会
第 5 種会員 区町会連合会	多摩区町会連合会
第 6 種会員 障害者等当事者団体	多摩区内を専らの活動地域としている心身に障害のある、または、疾患のある当事者並びにその家族等で構成された自助・互助組織
第 7 種会員 ボランティアグループ	多摩区内を中心に専らボランティア活動事業を展開する、または、その活動の支援を行う組織
第 8 種会員 社会福祉に関係する組織・団体、機関	多摩区内に所在する、または、区内を専らの活動地域とした第 1 種会員(公私社会福祉事業施設)とならない社会福祉事業を営む、及び特定非営利活動法人や商工関係、教育関係等社会福祉事業に関与する公私組織・団体、機関  (ここでいう社会福祉事業とは、社会福祉法及び社会福祉に関する法律、或いは、特定非営利活動促進法(第 2 条別表の①⑧⑬活動)に基づく活動、または、公益の増進に寄与する事業をいう)
第 9 種会員 自治体	多摩区役所
第 10 種会員 学識経験者	社会福祉協議会の事業に関する分野で実績があり、評価を受け、豊富な経験と高い見識を持つ者

別表 2

種別会員	会費額(年)
第 1 種会員 公私社会福祉事業施設	<入所施設>12,000 円 <通所施設>6,000 円
第 2 種会員 地区社会福祉協議会	60,000 円
第 3 種会員 区民生委員児童委員協議会	1,200 円×民生委員児童委員数 *4 月 1 日現在の委嘱実数による
第 4 種会員 区保護司会	1,200 円×保護司数 *4 月 1 日現在の委嘱実数による
第 5 種会員 区町会連合会	40,000 円
第 6 種会員 障害者等当事者団体	3,000 円
第 7 種会員 ボランティアグループ	3,000 円
第 8 種会員 社会福祉に関する組織・団体、機関	6,000 円
第 9 種会員 自治体	10,000 円
第 10 種会員 学識経験者	免 除